

76 「再設計」に必要なのは、核となるものを示す（顕現させる）「見取り図」である?!

堂本 彰夫

(1) 「社会教育」は「多様性」を有するが、その「しくみ」が混沌?であってもよいということではない?!

さて、今回も、恒例の、雑誌『社会教育』(3月号)上の「2020年度の社会教育・生涯学習から2021年度への展望」という特集記事(座談会)を読ませてもらった。出席者は、Yさん(文科省総合教育政策局地域学習推進課長)、Aさん(中教審生涯学習分科会会長/千葉敬愛短期大学長)、Uさん(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長)、IさんとMさん(NPO法人カタリバ・スタッフ)、そして、編集部のKさんの、計6人であった。中教審第10期生涯学習分科会の「議論の整理」(そこでは、「生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題」として、「社会的包括の実現」「人生100年時代と生涯学習・社会教育」「Society5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育」「地域の活性化の推進」「子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進」の、5つのテーマが挙げられている!)をとっかかりとして、座談会が進行されていたが、私としては、以下に述べるように、5番目のテーマが、最も興味を覚えるものであった(ちなみに、他の4つは、時宜に叶ったものではあるが、基本的には、これまでの議論の延長上にある?)!

と言うのも、その5番目のテーマは、一方で、今一番危惧されている「社会教育(行政)」の存在意義(というよりも、その姿・形?→しくみの混沌 or 弱体化が進んでいる!)を、再興(復権?)させる契機ともなると思うからである?!要は、これまでも繰り返し述べてきたように、「社会教育(行政)」は、あくまでも「教育(行政)」の一翼であり、しかも「学校教育(行政)」とスクラムを組んで、「教育全体」をよりよいものにしていかなければいけない!そして、今(本当は、ずーとであるが!),そのことが、喫緊に(改めて?)求められているからである!

ただし、これもまた何度も述べてきているが、同じ「教育(行政)」といっても、その双方の存在意義や特性(法規定のあり方等も含む!)が違う!したがって、ここが一番のネックとなるが、その違いによって、人々の(大切さへの)認知の度合いが、大いに異なってくる(だが、これは、言わば、「社会教育(行政)」の宿命でもある?)!それが、「社会教育(行政)」の、いわゆる「ノンフォーマル性(制度的に緩やかで、多様)」ということであるが、しかし、だからといって、その存在が重要ではないということでは決してない!さらには、その「しくみ」が不要であるとか、その「しくみ」が無秩序にあってもよいということにはならない!

ということで、現在、最も懸念されるのは、実はそのことなのであるが(大きくは、「一般行政」の範疇なのか、それとも「教育行政」の範疇なのかということであるが?)、今般の『社会教育』の特集を読ませてもらって、改めて感じたことは、すべて重要なことが論議されているとは思いますが、やはり?、そこにある多様なしくみ、実践の姿・形が、一つの確たる(説得力のある?)枠組みの中で構想されていない?!社会教育(行政)の「再設計」が志向されてはいるのであろうが、そこに、新たな?社会教育(行政)としての「全体見取り図」が示されていない(可視化されていない)ということである?!

例えば、今回も紹介されていた、岩手県の大槌高校の事例においても、その取り組みの意義(成果)は当然であるが、最も重要と見なされる?、それを顕現させているしくみ(「(高校)魅力化コーディネーター」として、NPOスタッフが、教育委員会の職員として委嘱・派遣され、高校の職員室に常駐する→「総合的な探求の時間」(週2時間)に、担当教師とのコラボで、高校生達を、学びの探求(地域の中での)へと誘っている!その成果も素晴らしい!)のもつ意味・可能性については、大いなる突っ込んだ論及がなされていない?!私は、その(可視化の)有望な姿・形として、カタリバの二人が言及していた、「社会教育(行政)が学校教育の中に入っていく」というスタンス(挑戦?)があると思っているが、それがまだ、全体の「再設計」の見取り図の中に十分に組み込まれていない?!

(2) 改めて、どのような「見取り図」が必要なのか?

もちろん、その事例では、そういうことも出来るということであり、他の地域、学校も、是非採り入れるべきであるというようなメッセージが込められているのであろうが、そこに必要なのは、どういうことをやっているのかということはもちろんであるが、その取り組みのどこが、どのように、社会教育(行政)の重要な姿・形(核となるもの!)として顕現されているのかという、その説明であり、しくみづくりに向けての示唆なのである!それがなければ、ここで言う有望な取り組みとしての説得力が半減する?つまり、これからの「再設計」に必要なのは、そうした社会教育(行政)の枠組みを示す「見取り図」ではないかということである?!

そこで、改めて、その「論点の整理」であるが、そこでは、「新しい時代の生涯学習・社会教育の広がり」と充実に向けて」と題して、基本的な考え方と将来像が示されている!「基本的な考え方」では、「新しい時代の学びの在り方」と『命を守る』生涯学習・社会教育が挙げられ、前者では、「他者と共に考え、新たな考えを創造する『学び』」「様々な背景を有する多様な世代の人たちがつながり、共に学ぶ」「『オンラインによる学び』と『対面による学び』の組み合わせ」、後者では、「新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対応する学習」「『誰一人として取り残さない』包摂的な社会の実現のための学びの機会の創出」が挙げられている。

そして、それを受けた「推進のための方策」では、「学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用」「新

しい技術を活用した『つながり』の拡大」「学びと活動の循環・拡大」「個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進」「各地の優れた取組の支援と全国展開」といったことが挙げられている。MOOC（オンラインで大学レベルの授業を無償で公開し、終了条件を満たした受講者に修了証を提供するしくみ）や放送大学などの活用、社会教育施設のICT環境の整備推進、デジタル・ディバイドの解消等が、その具体案となっているが、問題は、そうした課題（方策）を、誰（どこ）が、どのように、責任をもって遂行していくのか？分散された、あるいはかなり脆弱化された「社会教育（行政）」が、果たしてその任を全うできるのかということである？！

もちろん、このほとんどすべてが、今、新たに？求められる施策であることに異論はない！ただ、改めてここで言いたいことは、これらの施策を、誰（どこ）が、どのように進めていくのかという、実現に向けての歩みの不確かさであり、その責任の所在の不透明さである！それらも、それぞれ多種多様なしくみ、実施主体の「主体性に委ねる」ということであれば、おそらく、ほとんどの施策は実現しない（否、正確には波及していかない？）？！ましてや、「社会教育士」の活動奨励などは、下手をすれば、本家本元の「（発令）社会教育主事」の不要論に拍車をかけることにもなる（「社会教育士」の活躍は、是非とも望まれることではあるが！）？！要は、まだまだ、これから求められる「社会教育（行政）」のあり方が、可視的に（「見取り図」として）示されていないということである！

(3) 現状を、どのようにしていけば、その必要な「見取り図」は描けるのか？

では、最後に、そうした現状を、どのようにしていけば、その必要な「見取り図」は描けるのか？それには、まずは、現行の「法体系」と、その法体系に基づく「しくみの態様に責任をもつ部署」の（再）確認が必要となる！それがなければ、多様な実施主体・形態が前提とされているわけであるから、「教育（行政）」としての、一定（独自？）の存在意義は主張し得ない？というより、それぞれの教育の事業や活動の、ある意味崇高な？乱立（混沌？）に陥ってしまう？つまり、「教育（行政）」としての認知が怪しくなるということであるが、そうなれば、一方の「学校教育（行政）」との乖離（実態は大いにある？）は、ますます進行する？！これからの教育には、「フォーマル教育」と「ノンフォーマル教育」の適切な組合せ（連携・融合）が必要とは思われても、それを創り出していく責任主体（部署）の力が、分散・分断されることになるのである（←教育委員会と首長部局）？！

したがって、そのためにも、そのことを法的に整合化（本当は阻止？）しなければいけないということであるが、それに関わる、私の一つの提案が、以前から主張している「教育基本法（第3条）」の修正（まずは、読み込み？）なのである。つまり、そこに、「生涯学習社会の実現は、学校教育と社会教育の協働（合力）によってなされる」という表記があれば、一応はよいということである。ただし、そのことは、明らかなように、ここで言う「社会教育（行政）」の復権？というようなレベルを超えている（実際には、もちろんそれもあがるが？）！すべての教育を、「フォーマル教育」だけで行うことは無理であるし、歴史反省的には、そのことは、むしろ危険？でさえあるからである（一方で、「インフォーマル教育」もあるが、それは、あくまでも個人々の自由と責任の名の下に行われればよい！それも、絶対に必要な教育なのである！家庭教育等は、まさにその典型である！）？！

しかし、一方で、社会教育（行政）の実施のための大枠を規定している「社会教育法」の見直しが、やはり必要であることは言うまでもない！その存在自体の周知不足（軽さ？）を払拭するためであるが、「教育基本法」上の、「学校教育法」との両輪規定を受けた形で、そこに、社会教育（行政）が推進されるべきことが明記されなければいけないということである（明らかに、現行では「アンバランス（不公平？）」となっている！）！ただし、もともとは、そうした前提で教育基本法の体系はスタートしているわけではないので、その修正（←読み込み）に当たっては、相当の困難（各規定の文言修正等に当たって）があることは事実である！だが、今は、そうした技術論（辻褃？合わせ）のレベルの問題ではなくなってきたのもある？！

次に（それと併行して？）必要なことは、そうした法体系の修正（←読み込み）に基づく（あるいは「つながる」？）、各地の様々な取組みの紹介・分析であり、それがもつ「しくみづくり」への意義（先駆性）の理論化である！これがなければ、結局は、単なる法規規定上の文言いじり？に終わることにもなる？！そのためには、ここが重要であるが、その「しくみづくり」の意義（先駆性）を可視化するための参照枠組み、すなわち「見取り図」の作成が必要となる！それがあれば、有望な各々の取組みが、その場、その時だけの取組み（それを実現させた人・組織等は、ある時期大いに脚光を浴びるではあろうが？）、それに終わらないということである（そして、これが、結果的に、「社会教育（行政）」の枠組み→姿・形？となる？）？！

実は、その挑戦が、「ひとづくり」と「まちづくり」の循環構図の中での「社会教育（行政）」の存在意義（必要性）を示す、私の、例の「全体見取り図（「三層構造図」と「曼荼羅図」）」なのであるが、今回注目した「社会教育（行政）」が学校教育の中に入っていく」というスタンスは、その中の一つ、「まちづくり→社会教育（事業／活動）」のプロセスや成果を学校教育に組み入れていく」というベクトルに沿っているのである！そして、現在、盛んに実施されてきている「CS」や「地域学校協働活動」にも、そうした社会教育（行政）が介在した事業・活動プログラム・しくみづくりが組み込まれていくことが必要なのであり、それは、ユネスコが提唱している「SDGs」実現のための、「FE」（学校教育）とNFE（社会教育）の協働（合力）と軌を一にするものなのでもあるということである（その意味では、「教育協働」は、目下のところ？、そうしたしくみや取組みを目指すことになる！）？！